

・**全ての県立高等学校で、自転車通学届や自転車通学に関するきまり等に「乗車用ヘルメットの着用」を明文化します。**

手軽な乗り物として、多くの人が利用する自転車ですが、手軽であるがゆえに、十分な安全対策をせずに利用していると、事故にあったとき、頭部に取り返しのつかないケガを負ってしまうことにもなります。

万が一、事故にあったときには、ヘルメットを着用することで頭部への深刻な被害を防ぎ、自分の命を守ることができます。

このことから、県立高等学校では、令和8年度より、県立高等学校に対して、自転車通学者の乗車用ヘルメット着用を届やきまりに明記することになりました。

今後も、自分の命を守るためにも自転車を利用する際には、ヘルメットを必ず着用してください。

・**16歳以上の者の自転車の交通違反に対し、反則金を納付する交通反則通告制度（青切符）が導入されます。**

道路交通法が改正され、令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反も反則金の納付対象となります。

交通ルールは、あなたが事故の被害者や加害者となることを防ぐとともに、周りの人の安全を守るものです。

どのような行為が反則金の対象となるのかについては、裏面に掲載しています。その他の反則金の対象となる行為についても警察庁のホームページなどで確認をして下さい。

自転車を利用するときには、自分の命を守るだけでなく、周りの人の安全を守るためにも、交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。

保護者の皆様

令和5年4月1日の道路交通法の改正により、自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務とされたことから、県教育委員会、各県立高等学校では、保護者の皆様にもご協力いただきながら、啓発等の取組を実施してきたところです。

一方で、全国でも、高校生を含む若年層が、自転車乗車時に命を落とす、生命が危ぶまれる状態に陥る事故が発生しており、乗車用ヘルメット着用の普及が喫緊の課題となっております。

このような状況を受け、事故時の被害を軽減し、お子様の生命を守るため、全ての県立高等学校において、自転車利用届等に、「自転車通学時における乗車用ヘルメットの着用」を明文化し、令和8年4月1日より、新たな届や規程等の適用による自転車通学を開始することとなりました。

また、令和8年4月1日からは、16歳以上の自転車の一定の交通違反に対し、交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます。対象となる違反や反則金については、既に報道などでご存知の事と思いますが、ご家庭においても交通安全等について話題にいただき、春からの通学などでの安全な自転車利用へのご理解とご協力をお願いいたします。